

第 3 章

分野別の施策の方向

1. ノーマライゼーションの促進

ノーマライゼーションを促進していくためには、啓発・広報活動を推進し、社会を構成するすべての人が障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めていくことが最も重要なことです。

そのため、市民一人ひとりの障がい者に対する差別や偏見などを取り除くとともに、幼少期からの福祉教育や交流活動の充実、地域でのボランティア活動の推進を図るなど障がいのある人もない人も地域の中で共に支えあいながら、思いやりを持って暮らしていくことができるような地域社会を構築していく必要があります。

1 ノーマライゼーションの促進	1-1 啓発・広報活動の推進	1. 障がいや障がい者についての知識の普及、啓発
		2. 広報の充実
		3. 社会参加しやすい雰囲気づくり
	1-2 地域、家庭、学校における福祉教育の推進	1. 学齢期における福祉教育の推進
		2. 地域・家庭における福祉教育の推進
	1-3 交流・ふれあいの場の充実	1. 交流、ふれあいの場への支援
		2. 交流の場への参加支援
	1-4 ボランティア活動の推進	1. ボランティア活動への参加支援
2. 若年者ボランティアの参加促進		
3. ボランティアの育成		

1-1 啓発・広報活動の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

自立と社会参加をめざす障がい者が、いきいきと活動できる環境を形成していくために、社会を構成する全ての人々が障がい及び障がい者に対して十分な理解と認識を持てるような啓発活動を推進していくことが必要です。そのために、市民に対する正しい理解と協力を得ることができる広報・啓発活動を積極的に推進し、心のバリアフリー（障壁の除去）を実現することが大切です。

本市においては、「広報せき」、テレビ、ラジオの「関市の時間」において、障がい者への正しい理解が得られるように努めています。また、広報活動と併せて、「障がい者の日」（12月9日）や「障がい者週間」（12月3日～12月9日）などの機会を捉えての各種イベントを実施しながら、市民に対する啓発活動を行ってきました。

今後、さらなる啓発活動の充実により、障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

施策の推進方向

1 障がいや障がい者についての知識の普及、啓発

「障がい」についての誤った理解や、偏った知識による誤解をなくすため、広報紙を中心としたマスメディアを活用して啓発、広報活動に取り組みます。また、市役所内に「耳のシンボルマーク」を表示するなど普及に努めます。

2 広報の充実

市民への障がい者理解を進めるため、市の広報紙を活用することが大切であり障がい者の社会参加活動や普段の生活の姿を伝える場として、また、障がい者についての意見交換の場として広報紙の活用を図ります。

3 社会参加しやすい雰囲気づくり

障がい者が外出する際に、周囲の人々が気軽に声をかけたり手をさしのべられるように、又障がい者自身も必要などときには他者への協力を求めることが自然にできるよう、市民に啓発を行い障がい者理解を深め社会参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
「広報せき」等による啓発	市の広報紙の紙面を活用し、「ハートプラスマーク」について呼びかけるなど、障がい者への理解を進めます。
「社協だより」による啓発	市民参加の地域福祉活動を、一人でも多くの方に理解してもらうために、社協だよりを発行し啓発を推進します。
広報番組等による啓発促進	障がい者に対する理解を深めるためのPRや、各種福祉制度などの紹介を、広報紙や「関市の時間」等でも行うなどPRに努めていきます。
団体活動支援による啓発	障がい者を持つ親の会が行っている事業への支援をより強化し、地域、学校などの協力を得て障がい者理解のきっかけとします。また、「健康福祉フェスティバル」等、イベントへの参加も呼びかけます。
障がい者関連月間・週間・日の啓発活動	現在行っている障がい者の日、障がい者週間等では啓発グッズを配布するなど積極的な啓発活動を行っており、今後もさらに充実させていきます。また、他の障がい者関連月間、週間（精神障害者福祉月間、精神保健週間、障害者雇用促進月間）に関しても、庁内外の機関が行う活動と協力しながら効果的な啓発活動に取り組みます。
精神障がい者に対する知識の普及	精神保健講座を保健センターで実施するなど、市民に対し心の病への理解の浸透を図っています。また、保健所が実施している地域住民講座の修了者を、各地区単位で組織、展開し地域での精神障がい者について理解を深める活動を支援します。
広報紙の記載内容の充実	福祉関連の情報について他機関との連携により、情報を一元化してわかりやすく伝えます。
シンボルマークによる啓発	市役所内に「耳のシンボルマーク」を表示するなど啓発を推進します。

1-2. 地域、家庭、学校における福祉教育の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がいや障がい者を取り巻く状況について認識を深めるためには、幼少時から生涯を通じて福祉教育を推進することが重要です。このため、学校教育においては、発達段階に応じた福祉教育を実施するとともに、ボランティア活動等を通じて、障がい者への理解をすすめていくことが大切です。また、地域や職場においても福祉教育の充実を図る必要があり、身近な暮らしの中で、市民一人ひとりのライフステージに応じた、福祉教育の機会の充実を図ることが大切です。

本市においては、関市社会福祉協議会による福祉協力校の指定により、福祉施設の訪問活動などを実施することにより小、中学校での福祉教育を推進しています。また、障がい者を学校が招いて話をしてもらう「出前講座」を開催し、障がい者への理解をすすめています。一般の方を対象としては、「要約筆記講習会」、「手話講習会」、「点字講習会」などを行い、聴覚障がい者、視覚障がい者の理解を深めるための福祉教育を行ってきました。さらに、保健所においては、精神障がい者に対する偏見を取り除くことを目的として、「地域住民講座」を開催してきました。

福祉協力校における交流は、学齢期の児童の福祉意識の向上として徐々に実を結びつつありますが、活動が継続されにくいことや、児童から成人まで一貫した形で福祉教育が行えていないという現状も伺えます。

教育によるノーマライゼーション意識の普及は、その持つ性質上短期間には結果が現れないものの、長期的に見ると着実に効果が現れるという点からも、今後、学校教育等を中心とした、生活の様々な場面における福祉教育の体制を充実させる必要があります。

施策の推進方向

1 学齢期における福祉教育の推進

学齢期のボランティア意識については、成長段階によって様々に変化するため、その意識の変化に沿った形で障がい者との関わりあいをすすめていきます。

2 地域・家庭における福祉教育の推進

障がい者に関連する福祉講座や講習会などへの市民の参加を通じて、一般の方が積極的に障がい者との関わりが持てるように条件整備に取り組みます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
福祉協力校の指定	社会福祉協議会が全ての小、中、高等学校を福祉協力校に指定し、児童、生徒に「福祉の心」を育てます。
介護教室	市民すべてに介護に必要な基礎知識を習得していただき、在宅介護の充実を図るよう推進します。
職場における福祉意識の啓発	就労の場でともに働く障がい者への理解を進めるため、障がい者の働く事業所を主とした講習会の開催に協力します。
地域・家庭での福祉教育	地域・家庭において障がい者福祉への理解を深めるために、障がい者を講師に招くなどの形で開催に取り組みます。また、公民館・公民センター・ふれあいセンターの文化事業の中で障がい者への理解を深める福祉教育を推進します。

1-3. 交流・ふれあいの場の充実

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者への理解を深めるためには、障がい者とのふれあいが大切です。特に身近にいる障がい者への理解のためには、日常生活での何気ないふれあいが大きなきっかけとなります。

本市においては、「健康福祉大会」、「健康福祉フェスティバル」の開催において、市民と民間福祉団体、障がい者とのふれあいの場を提供し、ボランティアによる関わりなどの交流を通じて障がい者への理解をすすめてきました。また、「ふれあい作品展」においては、障がい者の手による作品を展示することにより、障がい者の持つ能力の素晴らしさを伝える機会を設けてきました。

今後、障がい者の積極的な社会参加を促すために、ふれあいの機会を充実すると同時に、市民が主体となって積極的に活用できるような機会と人材確保が必要です。そのことにより、障がい者の潜在的な参加の意志を掘り起こす必要があります。また、現在、定期的に行われている障がい者福祉関連イベントの内容をさらに魅力的なものとして充実し、より多くの市民の参加ができるように工夫を行う必要があります。

施策の推進方向

1 交流、ふれあいの場への支援

障がい者団体、市民団体が主体的に行っているイベント「健康福祉フェスティバル」等に対する支援を行い、交流の中で障がい者への理解を深めることができるように努めます。

2 交流の場への参加支援

市内で行われる各種イベントの機会に障がい者が気軽に参加できるように、ボランティアの協力などにより移動の補助サービスの充実を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
健康福祉フェスティバル	障がい者、子ども、高齢者、ボランティアなど、様々な人々が一堂に会し、楽しい一時を過ごしながら、「ノーマライゼーション」の普及を図るとともにボランティア意識の高揚を図ります。
地域福祉活動の推進	市民及び支部社協と協力し、市民の福祉意識の向上と障がい者や高齢者に向けて、地域での見守りなど福祉のまちづくりの推進を図ります。
スポーツイベント参加を通じた交流	スポーツイベントへの障がい者の参加を積極的にすすめ、交流の機会とします。
文化活動参加を通じた交流	文化行事、歴史的行事へ障がい者が参加することにより、市民との交流を図り理解をすすめます。
情報提供	障がい者団体や市が行っている交流を目的としたイベントに関して、広く市民に向け情報提供を行い参加を促進します。
ふれあい作品展	障がい者の手による作品を展示することにより、彼らの持っている能力の素晴らしさを伝えることで理解を図ります。

1-4. ボランティア活動の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

ボランティア活動の意義は、地域福祉推進のための重要な柱であるとともに、自己啓発や豊かな人間形成に役立ち、活動を通じて地域コミュニティを形成していくうえで大きな役割を担う人材が教育されていくところにあります。地域住民が障がい者福祉に対する理解を深め、豊かな福祉社会を形成するためには、市民一人ひとりが自主性・主体性をもってボランティア活動に参加するとともに、障がい者自身もボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことが重要です。

本市では、社会福祉協議会の「ボランティアセンター事業」において、奉仕員養成講座（点訳、手話、要約筆記）を開催し、その受講生たちが講座終了後、ボランティア活動に参加してもらえるように既存のボランティア団体と密に連携をとり加入の促進をしています。また、市内で催されるイベントについて、障がい者理解のための講習会で学んだ方がボランティアとして参加されるなど、ボランティア活動が根付きつつあります。

今後、障がい者から要求されている生活の各場面においてボランティアを充実するとともに、現在のボランティア活動をさらに活性化し、若年者のボランティアの参加をすすめることが必要です。

施策の方向

1 ボランティア活動への参加支援

障がい者福祉関連のボランティア活動について、少しでも興味を抱いている人に対して、講習会、研修会を開催するなどの条件整備を行い、潜在的な参加意思を掘り起こすことが必要です。また、ボランティア活動に障がい者自身の参加を積極的にすすめ、活動を通じて理解が深められるように支援します。

2 若年者ボランティアの参加促進

現在市内で活動するボランティアは、全体的に高齢化が進んでおり、若年者のボランティアが不足しています。そのため、若年者のボランティア活動への参加を積極的にすすめます。

3 ボランティアの育成

市内の小、中、高校を福祉教育推進校に指定したり、ボランティア活動に関連するサークルに対して、市内で活動するボランティアの情報の提供に努め、卒業後の自主的な活動に結びつくように支援するとともに、一般市民を対象としては、ボランティア講座の開催によりボランティア参加のきっかけづくりを行います。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
ボランティアセンターの充実	ボランティアの発掘と育成援助や連絡調整等を強化し、入門・課題別、リーダー講座を実施するなど、ボランティア活動の充実を図ります。
学校のボランティア関連サークルの支援	小、中、高校でのボランティアクラブなどの設立を進め、ボランティア活動参加のきっかけとし、現在あるボランティア関連サークル、クラブについて情報の提供に努め、その中で活動を報告してもらい、情報誌や広報紙を発行するなど、活動の振興を図ります。
ボランティア講座の開催	一般市民を対象として、ボランティア知識の普及を図り、その中で障がい者への理解を深めるとともに、ボランティア活動の組織化を図ります。